

特別栽培農産物認証制度について

鶴岡市では、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」〔平成4年10月食流第3889号・平成19年3月最終改正14413号〕（以下「ガイドライン」という。）及び、鶴岡市独自認証特別栽培農産物認証基準（以下「独自認証基準」という）に基づいた認証制度を行っております。

認証制度は、ガイドラインで定められた特別栽培農産物の基準及び独自認証基準等を踏まえ、その基準としている栽培方法により生産された農産物であるかどうかを鶴岡市が審査・判定し、認証された農産物についてガイドライン表示を行うとともに市の認証シールを貼付するシステムです。

※認証シール

〔市から購入する〕



※ガイドラインシール

〔生産者が作製する〕

農林水産省新ガイドラインによる表示 特別栽培米	
節減対象農薬：	当地比9割減
化学肥料(窒素成分)：	栽培期間中不使用
栽培責任者	鶴岡 太郎
住所	山形県鶴岡市藤島字笹花 25
連絡先	TEL 0235-64-2111
確認責任者	藤島 次郎
住所	山形県鶴岡市藤島字笹花 20
連絡先	TEL 0235-64-5860

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
ピラクロニル	除草	1回

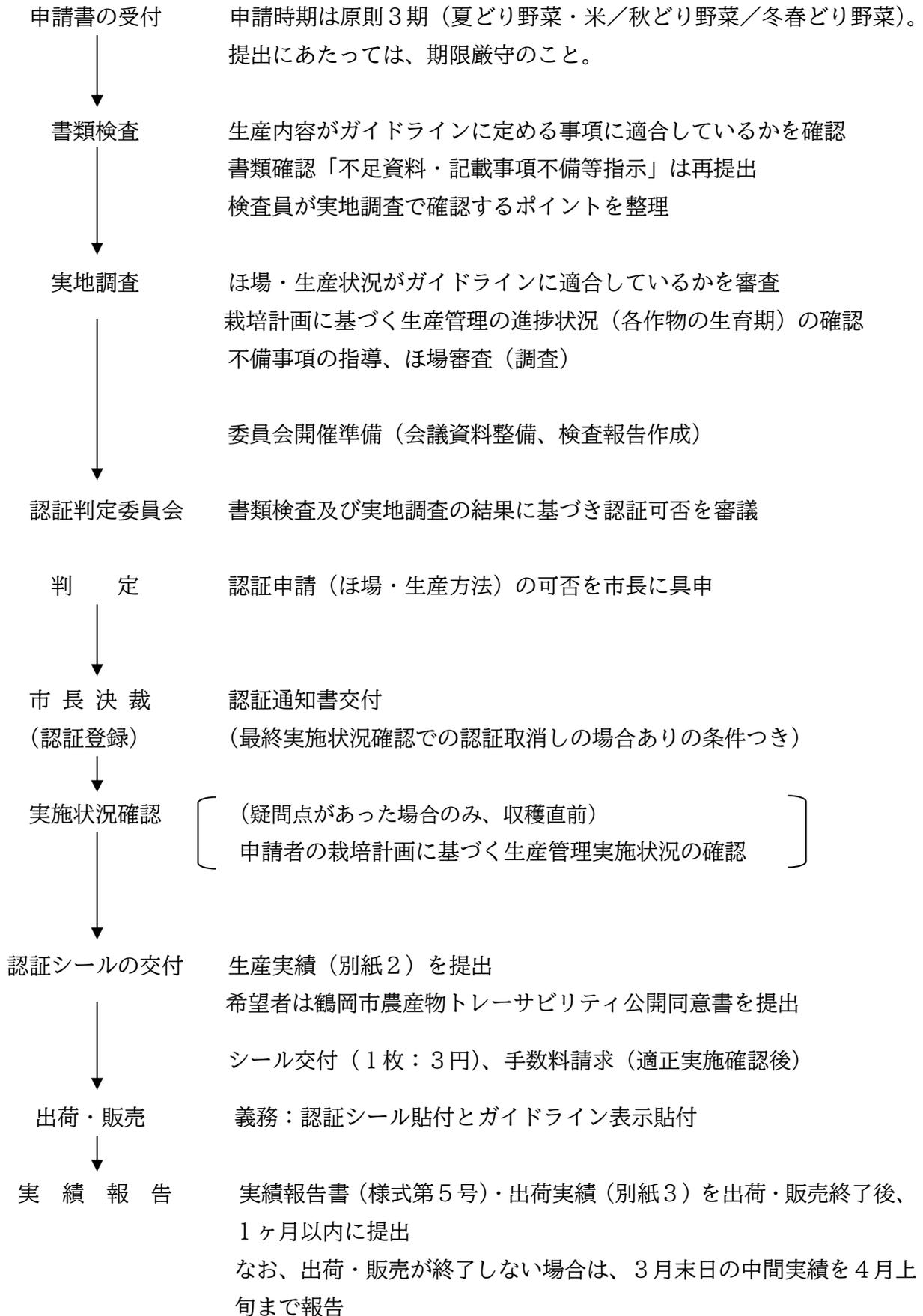
※両方の表示を原則義務付けとします

認証制度では、「ガイドライン」及び「独自認証基準」に基づき有機農産物の日本農林規格第4条の基準に準ずる方法により栽培管理され、農産物の生産過程が

- ①節減対象農薬は除草剤のみ1成分回数以下、化学肥料は使用しない栽培方法により生産された農産物を「鶴岡市独自認証特別栽培農産物Ⅰ型」（鶴岡Ⅰ型）
- ②節減対象農薬が除草剤のみ3成分回数以下、化学肥料は使用しない栽培方法により生産された農産物を「鶴岡市独自認証特別栽培農産物Ⅱ型」（鶴岡Ⅱ型）
- ③鶴岡市独自認証基準に準じた特別栽培農産物
米以外の農産物（野菜等）で鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型に準じて栽培された農産物。
ただし、山形県が定める慣行栽培標準使用基準が未確定の農産物について、栽培期間中に節減対象農薬、化学合成肥料を使用しない場合は対象とする。
- ④土づくりを基本とした土壌生産力を高める栽培方法で、地域の同作期において、当該農産物について慣行的に行われている化学肥料(窒素成分)の5割以下、節減対象農薬使用成分回数の5割以下の栽培方法により生産された農産物。
ただし、この場合はJAS有機農産物認証事業者（本市認証）又は、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型と合わせて申請する場合に限る。

鶴岡市の特別栽培農産物認証制度の概要

1 認証事務の流れ



2 認証対象品目

- (1) 農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」及び「鶴岡市独自認証特別栽培農産物認証基準」に基づいて、山形県が定める慣行栽培の使用基準数値が示されている全ての農産物をいう。

3 特別栽培農産物認証基準（第2条関係）

(1) 鶴岡市独自 特別栽培農産物認証基準Ⅰ型（略称：鶴岡Ⅰ型）

前作物収穫後、有機的管理されたほ場で、無化学肥料で節減対象農薬は除草剤のみ1成分回数以下で栽培された農産物で、それ以外の栽培管理については、有機農産物の日本農林規格第4条の基準に準ずる方法により生産された農産物。

(2) 鶴岡市独自 特別栽培農産物認証基準Ⅱ型（略称：鶴岡Ⅱ型）

前作物収穫後、有機的管理されたほ場で、無化学肥料で節減対象農薬は除草剤のみ3成分回数以下で栽培された農産物で、それ以外の栽培管理については、有機農産物の日本農林規格第4条の基準に準ずる方法により生産された農産物。

(3) 鶴岡市独自認証基準に準じた 特別栽培農産物

米以外の農産物（野菜等）で鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型に準じて栽培された農産物

ただし、山形県が定める慣行栽培標準使用基準が未確定の農産物について、栽培期間中に節減対象農薬、化学合成肥料を使用しない場合は対象とする。

(4) 農林水産省特別栽培農産物ガイドライン

土づくりを特別栽培農産物生産の原則とし、当該農産物について慣行的に行われている化学肥料窒素分量及び、節減対象農薬の使用成分回数の双方を5割以下に減らした栽培方法により生産された農産物。ただし、この場合は JAS 有機農産物認証事業者（本市認証）又は、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型と合わせて申請する場合に限る。

4 認証手数料・認証シール代金（第11条、12条4項関係）

(1) 認証手数料の額

- ① 基本面積 5.0haまで 7,000円
② 基本面積を超える分については 70円/10aの加算

(2) 認証シール代金の額 3円/枚

(3) 支払い方法

認証申請者は、認証申請後に認証手数料の請求のあった日から14日以内に、認証シール代金は請求のあった日から1ヶ月以内に市長の指定する金融機関口座に振り込み鶴岡市に支払うものとする。

5 申請時に必要な書類等

(1) 申請書 (様式第1号及び1号の2または様式2号)

※ ガイドライン表示において栽培責任者等を「組織名」で表示する場合は、氏名欄に組織名を記入し、それに続けて総括する者の氏名を記入する。この場合、住所は「所在地」で記入する。

(記入例) 個人名表示 栽培責任者
氏名 鶴岡 太郎
住所 鶴岡市藤島字笹花25

組織名表示 栽培責任者
氏名 (株)鶴藤ファーム 代表 鶴岡 太郎
所在地 鶴岡市藤島字笹花25

(2) 関係書類 ①認証区分・生産者名等(別紙1)

②生産計画(別紙2)

③出荷計画(別紙3)または販売計画(別紙4)

④生産ほ場図<周辺地図>(別紙5)

⑤精米施設及び保管場所等見取図(別紙6) 精米施設を保有している場合

⑥特別栽培米受払台帳(別紙7) ※精米出荷がある場合

⑦ガイドライン表示(別紙8)

⑧鶴岡I型・II型生産行程管理記録簿(別紙10) ※鶴岡I型・II型申請のみ

※ ②生産計画(別紙2)、⑥特別栽培米受払台帳(別紙7)、⑦ガイドライン表示(別紙8)について、ガイドライン表示および申請書に合わせ、「組織名」表示となる場合は、氏名欄に組織名を記入し、それに続けて総括者の氏名を記入する。この場合も住所は「所在地」と記載する。

6 内容変更発生時に提出しなければならない書類等

(1) 変更申請書 (様式第3号または3号の2)

(2) 変更内容の記載する様式のすべて

7 認証シール交付時に提出しなければならない書類等

(1) 生産実績(別紙2)

8 認証後に提出しなければならない書類等

- (1) 実績報告書（様式第5号）
- (2) 鶴岡 I 型・II 型特別栽培認証確認書（様式第8号） ※鶴岡 I 型・II 型申請のみ
- (3) 関係書類
 - ① 認証区分・生産者名等（別紙1）
 - ② 生産実績（別紙2）
 - ③ 出荷実績（別紙3）または販売実績（別紙4）
 - ④ 特別栽培米受払台帳（別紙7） ※精米出荷がある場合
 - ⑤ 鶴岡 I 型・II 型生産行程管理記録簿（別紙10） ※鶴岡 I 型・II 型申請のみ
 - ⑥ ガイドライン表示（貼付した現物（コピー、写真可）、又は原稿を印刷したもの）

特別栽培農産物認証申請書の受付期間

対象品目	申請受付期間	実地調査	認証通知
米・夏どり野菜	3/1 ~ 3/31	随 時	
秋どり野菜	7/10 ~ 8/31	随 時	
冬・春どり野菜	10/16 ~ 1/20	随 時	

注1) 申請において、生産者及び作付面積等未確定の場合は、申請書の関係資料について、それぞれ概数を記載したものを提出する。

注2) なお、申請時に概数を記載した関係資料については、確定した資料を5月31日までに提出する。

注3) 申請受付期間について、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

※ 日程その他の連絡事項については、市のホームページ等でお知らせします。

※ 申請書については、鶴岡市公式ホームページの「藤島庁舎 ⇒ エコタウン室 ⇒ 農産物認証制度」からダウンロードできますのでご活用ください。

ホームページアドレス

(<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/shisei/shiyakusyo/infomation/fujishima/ecotown/fsangyo0120230307.html>)

鶴岡市独自認証 特別栽培Ⅰ型及びⅡ型 稲作の基本的耕種基準

(1) ほ場の選定について

- 1) 前作の水稻収穫終了後から、有機的管理を実施しているほ場であること。(申請は米の特裁認証申請書提出期とする。)
- 2) 申請ほ場が慣行栽培や特別栽培ほ場と明確に区分されていること。農道、水路、畦畔等で接しており、その距離が5 m未満の場合は、隣接ほ場の生産者と使用禁止資材を飛散又は流入させない等の協議を行い、その旨の記録を付けるものとする。

(2) 種子及び外部購入資材

- 1) 種子は、有機農産物由来の種子を使用する。入手が困難で農協等から購入する場合は、使用禁止資材が使用されていないことを確認する。
- 2) 組換えDNA技術を用いて生産された種子は使用しない。
- 3) 外部購入資材(肥料・農薬等)を購入する場合は、使用禁止資材が使用されていないことを販売者に確認する。その際使用可能資材は、その他の資材と隔離して保管する。

(3) 種子予措及び育苗管理

- 1) 種子の比重選は、風選、あるいは有機栽培対応可能な塩水選等による。
- 2) 種子消毒は、有機栽培対応可能な処理法によること。
- 3) 購入した育苗用床土を使用する場合は、採取地において使用禁止材の飛散・汚染がないことを採取業者等から確認すること。
- 4) 育苗床土は製造過程で使用禁止資材等での処理がされていないこと。
- 5) 育苗管理では使用禁止資材を使用しないこと。
- 6) 育苗箱はプール育苗等によって直接土壤に触れないようにすること。また育苗プール等も慣行栽培等と適正な区分管理を行い、用水等からの汚染を防止すること。
- 7) 育苗作業中に、使用禁止資材が飛来・流入しないよう防止措置がとられていること。

(4) 本田管理

- 1) 用排水が完全に分離していること。
- 2) やむを得ず慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、用水を一時的に貯留し浄化するための緩衝水田(概ね全体の1割程度でかつ栽植状態)等を設け、独自基準栽培ほ場に使用禁止資材が直接流入しない措置を講ずること。
- 3) 畦畔の構造基準として概ね、幅40 cm、高さ30 cm程度で、漏水がなく増水時でも越流しないよう、地域の実情にあったものであること。
- 4) 畦畔の草刈り等、耕種的防除を徹底して病害虫の発生を防止すること。
- 5) 「有機農産物の日本農林規格」に定められた肥料・土壌改良資材のみを使用すること。
- 6) 使用可能な除草剤以外の防除作業は耕種的防除、物理的防除及び、生物的防除また

は、これら適切に組合せた方法により実施されていること。

- 7) ほ場等における肥培管理及び有害動植物の防除をする場合には、有機農産物生産に対応できる日本農林規格別表1及び2の資材のみを使用すること。
- 8) 鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型の栽培ほ場については、「表示旗（赤旗等）」を設置すること。

(5) 節減対象農薬及び化学合成肥料の使用

- 1) 化学合成肥料は使用しないこと。（P・Kについても使用不可。ただし、有機農産物のJAS規格別表1「肥料及び土壌改良資材」に該当する資材については使用可。）
- 2) 節減対象農薬の使用は下記のとおりとする。

Ⅰ型（鶴岡Ⅰ型） 節減対象農薬の使用は、除草剤1成分回数以下であること。

ア. ほ場の雑草発生状況及び除草体系に合わせて選択する。

イ. 環境に配慮するため、植付け前の除草剤使用はしない。

Ⅱ型（鶴岡Ⅱ型） 節減対象農薬の使用は、除草剤3成分回数以下であること。

ア. ほ場の雑草発生状況及び除草体系に合わせて、計3成分まで選択する。

イ. 環境に配慮するため、植付け前の除草剤使用はしない。

- 3) 外部購入資材（肥料・育苗培土等）を使用する場合は、製造メーカー発行の成分証明書等を添付すること。

4) 資材証明書の添付省略

資材リスト（①農林水産省リスト、②山形県農林水産部リスト、③全農リストの3種類）に記載がある資材については、資材証明書の添付は不要とする。

但し、①及び②のリストには成分量記載がないため、この両リスト記載の資材を使用する場合は、成分量記載のあるパンフレット等を添付すること。

参考

- (1) 有機JASで使用可能な資材のリスト

農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki_shizai_risuto.html

- (2) 山形県特別栽培農産物認証申請時に義務付けられている資材証明書等の添付が省略できる資材一覧

山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット（あぐりん）」

<http://agrin.jp/menu/t/381> 会員登録必要（無料）

「エコエリアやまがた」→「有機栽培・特別栽培農産物」

- (3) JA肥料案内

各JAの肥料予約注文書内に掲載

(6) 収穫・調製・出荷

- 1) 収穫、乾燥、梱取り作業では、独自認証型以外の農産物との混合防止を図るため、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型認証農産物処理時には、最初に作業機を通過した独自認証農産物の一部を除去して、特別栽培農産物または慣行栽培農産物扱いとする。

- 2) 精米作業等において、独自認証型以外の農産物との混合防止を図るため、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型農産物処理時には、最初に作業機を通過した独自認証型農産物の一部を除去して、いわゆる一般特裁または、慣行栽培農産物扱いとする。
- 3) 輸送においては、特別栽培農産物や慣行栽培農産物と区分されていること。
 - 4) 保管場所は、特別栽培農産物や慣行栽培農産物と適正区分されていること。
- 5) 選別・調製・保管等の各施設は、各作業の適切な管理実施や鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型以外の農産物が混合しない、支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。
- 6) 申請者以外の乾燥・調製・精米施設を使用する場合は、生産に係る作業方法や生産管理について、施設所有者と農産物認証制度の遵守について確認すること。

有機的管理及び「有機農産物の農林規格第4条」に準ずる基準の考え方

- 1 有機農産物基準のほ場では、「収穫前1年以上の期間を有機的管理し、かつ、前作の収穫後1年以上経過している」ことを条件としているが、鶴岡市独自認証特別栽培Ⅰ型・Ⅱ型では期間はこれを条件としない。
- 2 鶴岡市の有機農産物生産行程管理者認証基準では、申請ほ場が慣行栽培や特別栽培ほ場と明確に区分され、農道・水路・畦畔等で接している距離が5m未満の場合は、隣接ほ場の生産者と使用禁止資材を飛散又は流入させない旨の協議書（署名、捺印が必要）を取り交わすこととしているが、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型では使用禁止資材を飛散又は流入させない旨の協議を行い、生産行程管理記録（別紙10等）にその記録を付けるものとする。
- 3 生産行程管理者認証基準では、ほ場等における肥培管理及び有害動植物の防除をする場合に、有機農産物生産に対応できる日本農林規格別表1・2の資材を使う理由を明確にすることとしているが、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型では別表の資材使用の明確な理由を求めない。
- 4 生産行程管理者認証基準では、作業機械が慣行栽培との併用利用の場合、水及びエア－洗浄の徹底を義務付けているが、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型では、水及びエア－洗浄に努め、収穫・乾燥・糶摺り及び精米時に、最初に作業機を通過した農産物の一部を除去し、特別栽培農産物や慣行栽培農産物扱いにするものとする。
- 5 その他の栽培管理及び乾燥・調製・輸送・保管管理等の基準は、有機農産物生産基準及び生産行程管理基準とする。